

14
A 936



大正十一年四月
大隈侯爵邸
踏

格下の信第一二
條約を修訂し我々の國境をへ申出さる
陸下海をわたりて西テめあつてあつた降付
あつたあつた訓状しるるを修訂し訓状
譯文ト共ニ多ク出スヘキ事論あるに
二部あり未だ使へる未だ修訂しるるに
しとる修訂し加へる或修訂しるるに
公使一回お召せ回すこと南洋に字を
にらむる本はらるるおめつて一會あり
訓状譯文并あつた甲第し事論あるに
我政なるを改し物多し改し訓状

在佛國日本公使館



述仕の事時歐洲多事し際お好つ、新任後
且夕あ劇、この之は當日の外務つ、のヲ於議
院演述するは、明くる夏、物物の之指子、
殊、あ、の形、お申、モ、一場、話、即、ち、充、分、に
事、情、ヲ、お、し、不、申、の、旨、を、し、て、面、會、洋、細
及、西、條、約、判、り、及、結、は、は、ま、り、高、國、の、由、に
指、子、ヲ、承、り、の、格、別、異、議、ヲ、呈、上、ス、ル、程、に
於、こ、に、即、ち、お、申、の、底、英、政、府、の、回、答、は、お、し、
於、當、國、の、海、軍、の、改、修、指、子、に、お、見、へ、ん、尤、指、子、
用、語、し、後、の、指、子、に、右、事、件、に、付、出、國、の、結、算、
佛、公、使、の、來、翰、并、且、他、國、係、し、書、物、を、
自、ホ、ン、池、查、る、は、お、し、御、意、を、お、し、又、書、物、を、
ハ、幸、に、以、て、及、指、子、の、會、論、裁、量、任、に、お、し、こ、交、

際、對、し、形、を、結、し、は、ま、り、る、旨、追、つ、て、判
る、及、結、し、在、在、の、人、の、お、し、は、國、の、為、に、國、旋
亦、こ、方、は、お、し、人、の、大、に、お、し、は、ま、り、
在、英、上、野、公、使、の、回、答、は、お、し、一、面、會、字、派
際、の、お、し、の、お、し、の、結、は、は、ま、り、英、人、ア、ル
コ、ッ、ク、氏、は、遠、來、西、國、の、為、に、論、を、お、し、は、ま、り、人、
の、お、し、幸、に、未、巴、は、の、旨、十、連、続、者、面、會、は、け、及
し、一、條、條、ト、及、の、指、子、の、お、し、の、人、の、ハ、出、國、政、府
の、お、し、の、お、し、の、お、し、の、事、に、お、し、は、ま、り、お、し、
越、こ、り、及、西、英、政、府、の、お、し、の、旨、は、お、し、の、旨、申
進、ん、だ、し、し、の、結、は、お、し、の、旨、は、お、し、の、旨、申
面、會、を、し、事、件、に、お、し、の、旨、は、お、し、の、旨、申
吳、の、指、子、の、依、賴、を、お、し、の、旨、は、お、し、の、旨、申

正弗國日本公使館

秘書官も一紙二の又通の由は是れ上郎
公使の英政者へ留泊し後彼方へ改正
飛回し其の事柄の之れ一覽せざるや
此の以て送るは如何に傳へる事
持る一所持する事一本ある一尤
此の如何なる然由降付わす事
之れは多かる所所持改修の外
ノ御事ある事如何に使へ申せ
就る事し事件の英政者へ
五に於る事柄の如何なる事
ル一書にわすれ申す事
上し如何なる依り如何に
うる詳細被政者へ申せ
在る事大輔英政者

へお越せ然トナリ如何に
方如何なる事トわすれ
見し如何なる事トわすれ
而會する事トわすれ
いし一書にわすれ
積は如何なる事トわすれ
之れ如何なる事トわすれ
使へ申す事トわすれ
及事トわすれ
在改我各公使の如何に
本月初十日大久保の如何に
中におる事トわすれ

正徳四年八月

達とある入申候國系候く申字に引ルト隨
尺前事なる事一時此先し引ラセハヒ
哀悼不心之候所本人ノ為ニ殘存ニ存
情ハ叔直者様ノ事件お起リ候事ト外國ハ
神一法國一員位お下リ自ラ不御批評ヲ
不允實ニ殘存し心は事ハ御事ニお
邊ニ人定事ヲ宛撃子スル者ノ之ニ又
ニ甘内務ツシ事ハ御事ニ事ハ御事
下ニ病申候然しお折ノ事件お来り候
式分ハ本件ノ運ニカニハ御事ヲ
し心ニ思はれ
お件ノ申進め候具

同治十一年五月十七日

持分台檢公使館鳴字信

太政大臣三條實美殿
右大臣岩倉具視殿
外務卿寺島宗則殿

甲
辨

明治十一年五月六日
外務卿へ
タル書翰ノ譯文

以書翰致啓上候然者日本ト佛蘭西ト兩國ノ間
ニ取結候條約改正ノ儀ニ付我政府ヨリ控者へ
付與相成候訓狀ノ譯文別紙一通差士候依テ
我政府ニテ右ノ要求ヲ企候主意ヲ擴充シ左ニ
申述候

今般我政府ニ於テ條約ヲ改正セントスルハ日本
帝國固有ノ諸種ノ主權ヲ回復シ就中海關稅
額ヲ定メ通商規則ヲ制スルノ全權ヲ得ントスル
カ為メニ有之候事別紙訓狀ニ記載ノ通りニ
有之候凡獨立ノ國ハ何レモ内外通商ノ規則ヲ

便宜制定スルノ全權ヲ有スルハ今更申進ム迄
モ無之候者ノ權利ハ諸種ノ主權中最モ明確
ニシテ万国共ニ許認スル者ニ候處我國ハ今テ
去ル二十年前實歴ノ未タ是ラサリシカ為メ外國
トノ條約ニ由テ一時此權ヲ停止セラシ候得共
最早今日ニ至テハ之ヲ回復シ再ヒ完全ナル自
主ヲ得ルノ至當ノ義ト存候尤條約中雙方
ノ都合ニ依リ之ヲ改正スヘシトノ明文有之段ハ
閣下法學知ノ通りニ候故令ヒ其明文有之共
我政府ニ於テハ通商條約ハ永久不易ト認ム
ヘキモノニ非ス其性質タル時勢ニ應ヒテ變
換セサル可カラサル者ニ付近年我邦ノ政國人心
國勢等大ニ變革セシ事ノミニテモ既ニ條約ヲ

改正スヘキ十分ノ理由トスルコト可申ト存候
右大綱ノ外猶内國ノ情實ニ於テ條約改正ヲ要
スルノ條約友ニ畧説イタル候向馬ト古熟老
被降度候抑我政府ノ經費多端ナルニ依リ
歳入ヲ増加セサル可カラス且直税ノ過重ナル
者ヲ廢シ新ニ不直税ヲ課シテ之ニ代フルノ法ヲ
求メサル可カラス然レニナラス我國人新ニ工業ヲ
開カントスル者不少候處海關ノ輸入税薄少ニシテ
無稅ニ齊同キヨリ漸ク起ラントスル工業モ外貨ノ為
メニ壓潰サレ候勢ニ付不得止土地應分ノ産業
業ヲシテ且的ニ挫折スルノ患心ヲ免シシルヘキ様
何程各保護ヲ与フルハ我政府ノ義務ト存候且又
即今ノ如ク輸入税有名無實ノ姿ニテハ内國回種ノ

在佛國日本公使館

在佛國日本公使館
產物之課稅候儀不相叶正當ノ不直稅モ之カ者
メニ徵收スルヲ得マシテ許多ノ歲入ヲ得ヘキ財
源空耗イタシ候

右ノ通り施政理財勸業上癩ノ情實有之
候ニ付我政府ハ自國ノ需用ト便宜トヲ謀リ通
意ニ海關稅則ヲ定ムル權利ヲ回復セリトスル
ハ即今ノ形勢ニ於テ每歲幾ト相考候尤本件
ノ商議ニ付テハ他ニ種ニ論及ノ箇條モ可有之
候得共最モ我政府ノ主旨トスル所ハ稅權ノ
一條ニ有之候

將又右ニ畧々陳イタシ候條理ノ外國下ニ申述
度儀ハ即チ締盟各國ハ我國ヲシテ僅ニ元價百
分ノ五ニ過キサル輸入稅ノミヲ課スヘキ義務ヲ

負ハシメラシ候得共却テ我國產物ヲ處スルニハ
彼我互相ノ例ヲ用フルノ國一モ無之我國產物
ハ其種類ニ應ニ各國ノ海關ニ於テ皆地方最重
ノ輸入稅ヲ課セテ加之我輸出品ノ主眼タル茶
烟草ノ如キ物ヘハ別段重稅ヲ課スルノ國多
ク有之候斯ク我國ニテハ外國ニ對ニ例外ノ便
利ヲ與ヘ候得共輸入之カ者メニ盛ナラス数年
来外貨ノ賣買増加セス且輸入稅ハ有名無実
ナルモ貿易之カ者メニ盛ナラス外高ハ皆高
率ノ衰微ヲ歎セサル者無之候此高率ノ衰微ハ
固ヨリ種々ノ原因可有之候得共我政府ニテハ
殊ニ輸出ノ寡少^{少シキ}ニ基キ候事ト相考ヘ候
輸出品ノ全額^{全額}僅^僅カニ輸入品ノ三分ニ過キス

其多ハ正金ヲ以テ支消致候ニ付金貨日ニ減
シ内國ノ疲弊ヲ招キ貿易ノ衰微ヲ来タシタル
ノ自然ノ勢ニ有之候依テ方今テノ形勢ヲ考
ルニ此患ヲ除クハ輸出ヲ増シ輸出入平均
ヲ得ルニ至ラシムル事必要ニ可有之就テハ我
國物品ノ輸出税ヲ廢スレハ内國産ノ輸出増加
スヘキノ疑ナク隨テ外貨ノ需用輸入モ亦増
加可致ニ付我政府ハ弭見之ノ通り條約改正
相整ヒ候上ハ輸出税ヲ廢止可致積リニ有之
候然ル時ハ我國産物ノ價格減下スヘキハ勿
論ニ付外高モ亦之カ為ノ利益ヲ得ヘク候
末段ニ於テ猶一箇條ヲ述ヘ閣下ノ由考慮ニ供
シ度儀ハ彼令ニ前ニ陳スル如ク輸出入増加スヘ

トトノ期望ハ加害者ニ屬スルニモセヨ貿易ノ振起
スヘカラサル向ナルニモセヨ或ハ輸出入税ヲ改
正スルルカ之ヲ挽回スル能ハサルヲ盼ミタルニ
モセヨ我政府ニ於テハ之ヲ以テ其論旨ヲ辨破ス
ルニ多クヘシトハ認メ不申候柳本件ノ目的ハ
唯貿易上ノミナラス更ニ重大緊要ノ關係アル
者ニシテ我國ト外國トノ交際ハ是迄ノ如ク偏ニ
貿易ノ利ノミニ基テ之ヲ處スヘキニ非ス本題ノ
主眼ハ我日本國ノ公益トモ利トモ在ルノ於テ
下ハ勿論承認可被降儀ト深ク信用期
望致シ候敬具

巴里^{日本}公使館ニ於テ
子八百七十八年九月六日

在佛國日本公使館

外務卿ワデントシ閣下
然鳴尚信也

乙
号

明治十一年五月六日佛国外務省於テ外
務卿ワデントシ氏へ然鳴公使口述ノ覺
今般我政有ヨリ條約改正ノ後ニ台訓令ヲ受候
間更譯文并右ヲ要求致シ候趣意ヲ擴充シ
タル批者ノ書翰一通相添へ閣下へ差出シ申出
閣下ニハ尙新仕後未夕日数モ不わ互此節改
洲多事ノ折柄加ルニ博覽會事件等種々取込
殊ニ今日ハ尙多用ノ趣ニ台只今強テ此書翰ヲ取
覽被降候ニハ不及尤右事件ハ今日尙即答
難被成ト存候間篤ト尙熟覽被下度相願候
今日ハ尙繁多中ニハ候得共格別時間ヲ費シ
不申候間右ヲ要求致シ候趣意ヲ一通リ申短
ニ申述ム尤當今改洲多事ノ際ニ台是等ノ後ハ

在佛國日本公使館

於貴國ハ瑣細ノ事件ト由考可被成候得共我
國ノ為メニハ重大ノ事柄ニ候間篤ト由聞取被
下度候

我委細此書翰ニモ相認置候通リ此度我政府
ニテ條約改正ヲ要求致シ候最大ノ眼目ハ海關
稅格ヲ回復致度後ニ有之候今茲ニ之ヲ請求
シタシ候理由ト情實トヲ畧述致シ候
抑海關稅則并貿易章程等ハ何レノ國ニテモ
獨立國ナレハ隨意ニ之ヲ定ルノ權利ハ自然ニ
存有可致居坐ニ有之然ルニ我國ニテハ先年
初テ外國ト條約ヲ結ヒシ時未ダ各國ノ事情
ヲ辨ヘス候故不幸ニシテ是等ヲ定ル可止條
約面ニ載セ候為メニ其後貿易ノ景况更他

一般ノ形勢相替リ通テ稅則等更換不致テハ不
都合不サ場合ニ立到リ候得共我國ニテ適宜
ニ稅則ヲ改正スルノ不相成然ルニ他國ハ自由ニ我
國產物ニ課稅シ且隨意ニ之ヲ昂低スルヲ得只一
方ヲ束縛致候條約ニテ更ニ互相ノ權義アル者
ニ無之尤條約改正ノ後ハ等テ條約面ニ明文モ有
之旁今般稅格回復ノ事ヲ請求致候ハ相当ノ義
ト由申知可被降ト在候

我邦外國トノ交際毎之頃ハ政府ノ歲出大抵常
數有之候故内國人民ヨリ相納候直稅ノ歲入ノ
ニテ仕拂ヲ付出入共一國內限リノ事ニテ不足モ每
之候得共外國ト交際ヲ開キシ以來殊ニ維新後
ハ一般ノ形勢相替リ種々新規ノ入費有之候由共

在佛國日本公使館

我政府ニテハ元ヨリ交際ヲ密ニシ貿易ヲ盛ニ
致度目的ニ依リ夥大ナル入費ヲモ厭ハス外國ノ
航海貿易ヲ便利ニスル者ノ我國沿海ニ燈塔臺
浮標等ヲ新設シ其他種ニ非常ノ費用多起リ
何分古来ノ直税ノミニテハ歲出ヲ償フ能ハス政
府ノ會計ニ不足ヲ生シ候故我政府ニテ内國人民ニ
重ク直税ヲ課セサルヲ得サル勢ニ至到リ然ル
ニ政府ニテハ今後者外國交際ヲ盛ニ致度目的ニ
候處以上人民ノ直税ヲ増候テハ國民ノ財源ヲ
空耗シ産業ノ元薄ク且外品買取ノ力乏ク相成
貿易モ追々衰微スルハ顯然ニ付者殊貿易ヲ盛
ニ進メ候ニハ今日迄重ク課シ来リ候直税ノ高ヲ
モ可成減少シ人民ニ餘地ヲ不與テハ不相成場合ニ

有之候得共現今ノ如キ條約ニテ束縛セラレ居候
間ハ我政府ニテ目的トスル所ノ外國貿易ヲ進メ候
事難相成候

尚又訓状并書翰ノ意ヲ亦誤解無之タメ茲ニ一
言申述置度者有之右ハ孔改米各國ニテハ國々ノ
進歩自ラサメノ前後ハ有之候得モ大抵其國ノ
位置ニ産業ノ度相似タル者ニテ格別ノ多異ハ無
之候故右等ノ國ニテハ聊モ保護ヲ用候ニハ不及
者ニ可有之候得共我邦ハ近來迄孤立致シ居内
國ノ産業モ相進ニ不申ニ産業上ヨリ云ハハ真ノ新
國ニ有之候故現今ノ稅則ニテハ偶内國ニテ産業
ヲ勵メ候者有之共此ニ相礙シ候ニ付不得止む地
應分ノ産業ハ相起リ候様保護ヲ加ヘ國之産業ヲ増シ

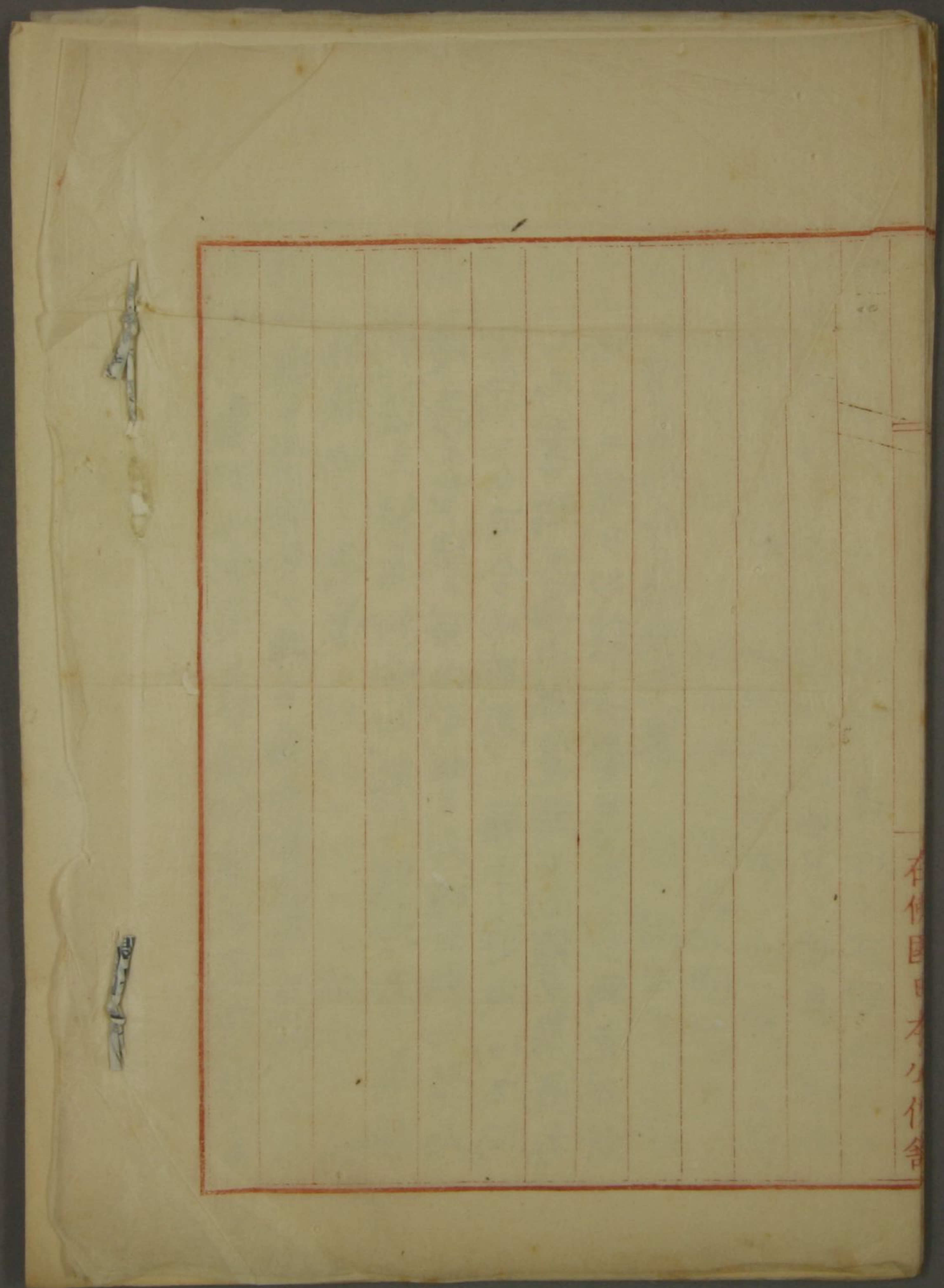
貿易ヲ盛大ニスルハ政府ノ義務ト存候然ルニ
今日迄ノ如ク三度進マシテ外國品ト交易ノ物品
ニ之數テハ政府ニテ如何程誘導ヲ加ヘ候テモ貿
易ノ盛大ニ赴クヘキ目的毎之改強外國貿易ノ
道ヲ助ケ候者ノ稅權回復ノ後ハ輸出稅ヲ廢
止且一二ノ新港ヲモ可開積ニ有之候勿論我政
府ニテハ世ニ所謂自由貿易說ニ保護稅說ニ
關シ候説ニハ更ニ毎之候

前述べノ如ク先年初テ條約ヲ結ビ候頃トハ方般
形勢切替リ進歩致候ニ付殊交際ニ密ニシ貿易
易ヲ盛ニスルハ從來ノ條約ニテハ不都合ノ條
許多有之候得共現今最我政府ニテ切ニ要求
スル所ハ稅權回復ノ義ニ候向篤ト申熟流ト下

候後尚更テ申面得テ得洋細陳述致度候ニ付
可成速ニ申都合ノ時日為申知被降度候

外務卿ノ返答ニ

清談ノ趣委細承知致候批者ハ新任
後未タ右邊ノ事件ニ付テハ確ト熟知致居
不申ニ付只今申即答ハ難申進候向方何
レ申書翰ヲ屬ト熟覽致候同僚ノ農商務
卿トモ能ク相談ニ及ヒ其上ニテ再ヒ申面會
ヲ得委細詳談可申候



在何國日本小作會